

改正	平成10年4月1日	平成17年10月1日	平成26年4月1日	令和2年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成28年4月1日	令和5年7月1日
	平成20年7月1日	平成21年4月1日	平成30年4月1日	
	平成23年4月1日	平成25年4月1日	令和元年5月1日	

第1 目的

この要綱は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定による妊婦の健康診査の実施について必要な事項を定め、妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止等により母・児の障害を予防することを目的とする。

第2 対象

妊婦健康診査の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 八王子市に妊娠届出をした妊婦で、現在、市内に住所を有する者
- (2) 他の道府県で母子健康手帳の交付を受け、現在、市内に住所を有する妊婦で、妊婦健康診査の受診を申し出た者

第3 実施医療機関等

1 妊婦健康診査は、次に掲げる医療機関等において実施する。

- (1) 公益社団法人東京都医師会(以下「東京都医師会」という)に加入し、本事業に協力する医療機関
- (2) 東京都医師会非加入の医療機関で、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科を掲げるもの(以下「医師会非加入医療機関」という。)
- (3) 公益社団法人東京都助産師会八南分会(以下「八南助産師会」という)に加入し、本事業に協力する助産所

2 市長は、実施医療機関が所属する医師会の協力を得るものとする。

医師会は、会員医療機関から健康診査への協力の申出があった場合は、健康診査協力承諾書(第1号様式の1(様式略))を、協力辞退の申出があった場合は、健康診査協力辞退届(第1号様式の2(様式略))を徴して、八王子市に送付するものとする。

3 市長は、八南助産師会に所属する助産所と委託契約に基づき、協力を得るものとする。

第4 実施方法及び内容

1 実施方法

- (1) 市長は、東京都内の市町村を代表する市長と東京都医師会長とが締結する「妊婦健康診査及び乳児健康診査(6か月児・9か月児)委託契約」に基づき、妊婦健康診査を実施するものとする。
- (2) 医師会非加入医療機関については、妊婦健康診査実施に係る当該医療機関の承諾に基づき、妊婦健康診査を実施するものとする。
- (3) 実施医療機関は、妊婦から提出される「妊婦健康診査受診票」〔第2号様式(1回目用、甲乙丙の

3枚複写、甲は水色) (様式略)、第3号様式(2回目以降用、甲乙丙の3枚複写、甲は黄色) (様式略)、第4号様式(妊婦超音波検査受診票、甲乙丙の3枚複写、甲は白色、表紙に「妊婦超音波検査のごあんない」を記載する。) (様式略) 及び第5号様式(妊婦子宮頸がん検診受診票。甲乙丙の3枚複写。甲は桃色。表紙に「妊婦子宮頸がん検診のごあんない」を記載する。(様式略)) 以下「受診票」という。) により健康診査及び検査を1人14回を上限とし、実施するものとする。

2 一般健康診査の内容

(1) 初回の検査項目

- ア 問診
- イ 体重測定
- ウ 血圧測定(保健指導を含む。)
- エ 尿検査(糖、蛋白定性)
- オ 血液検査
- カ 血液型(ABO、Rh)
- キ 貧血
- ク 血糖
- ケ 不規則抗体
- コ HIV抗体
- サ 梅毒血清反応検査
- シ B型肝炎(※HBs抗原検査)
- ス C型肝炎
- セ 風疹(風疹抗体価検査)

(2) 2回目以降の検査項目

- ア 問診
- イ 体重測定
- ウ 血圧測定
- エ 尿検査
- オ 保健指導
- カ その他選択項目(下記項目から1項目選)
- (ア)クラミジア抗原
- (イ)経膈超音波
- (ウ)HTLV-1抗体
- (エ)血糖
- (オ)貧血
- (カ)B群溶連菌
- (キ)NST(ノン・ストレス・テスト)

※ 実施医療機関は、HBs抗原検査の結果、陽性と判明した妊婦に対して、B型肝炎ウイルス母子

感染の防止に必要な事項を説明するとともに、その妊婦から出生した乳児がHBs抗原・抗体検査、抗HBs人免疫グロブリン投与及びB型肝炎ワクチン投与を受けるよう指導するものとする。

※ 実施医療機関は、HTLV-1抗体検査実施に際し、検査目的等を説明した上で実施すること。

また、陽性と判明した妊婦に対しては、HTLV-1ウイルス母子感染の防止に必要な事項を説明し、出生した乳児への栄養方法について、妊婦の意思を尊重した上で指導するものとする。

3 超音波検査は、第2の(1)又は(2)の対象者に対して、次の方法より4回を上限とし、実施するものとする。

ただし、対象者が多胎妊婦の場合は6回を上限とし、実施するものとする。

ア 検査方法

経腹法による断層撮影とする。

イ 検査内容

- (ア) 胎児数
- (イ) 胎位
- (ウ) 胎児の発育異常(羊水量の異常を含む。)
- (エ) 胎盤の付着部位の異常
- (オ) その他(妊娠・分娩に大きな影響のある異常)

4 子宮頸がん検診(子宮頸部細胞診検査)

第5 受診票等の交付及び再交付

- 1 市長は、妊娠届出を受理したときは、別表1に定める事業・住所コードを記入した「受診票」及び「妊婦健康診査のごあんない」を交付するものとする。
- 2 他の道府県から八王子市に転入した妊婦には、「妊婦健康診査受診票交付申請書(第6号様式(様式略))」を提出させ、既に使用している受診票の枚数等を確認のうえ、新たに交付するものとする。
- 3 八王子市で受診票を交付された後、都内の他の区市町村に転居した場合、受診票はそのまま使用するものとする。ただし、この場合において、健康診査委託料は八王子市が負担することができるものとする。
- 4 都内の他の区市町村から受診票の交付を受けた後、八王子市に転入した場合、受診票はそのまま使用することができるものとする。ただし、この場合において、健康診査委託料は受診票を交付した区市町村が負担するものとする。
- 5 受診票の再交付は、市長の判断により、やむを得ない事情があると認められる場合には、「妊婦健康診査受診票再交付申請書(第7号様式(様式略))」を提出させ、審査に基づき再交付するものとする。

第6 削除

第7 受診票の有効期間

受診票の有効期間は、交付の日から出産の日までとする。

第8 受診票の取扱い

実施医療機関は、1回目の健康診査を実施した場合には、第2号様式受診票(甲乙丙の3枚複写)の

所定欄に、健康診査の診察所見、八王子市への連絡事項を記入する。また、2回目以降に健康診査を実施した場合には、第3号様式の受診票(甲乙丙の3枚複写)の所定欄に健康診査の診察所見、八王子市への連絡事項のほか、実施した検査項目に○を記入する。甲票は実施医療機関の控えとして保存するものとする。乙票は受診者に交付して、診査結果欄を母子健康手帳に貼り付けるよう指導するものとする。丙票は健康診査委託料の請求原票・結果通知表(以下「請求原票」という)となるので八王子市で保管するものとする。

なお、実施医療機関(第10の都外実施医療機関を除く。)は、受診票の所定欄に医療機関コードを記載するものとする。

第9 健康診査委託料等の請求

1 東京都医師会加入の実施医療機関

- (1) 東京都医師会加入の実施医療機関は、当月分の請求原票に、妊婦・乳児健康診査総括票(第8号様式(様式略)。以下「総括票」という)を添えて、地区医師会長に提出するものとする。
- (2) 地区医師会長は、実施医療機関から提出された請求原票及び総括票を審査のうえ、妊婦・乳児健康診査請求原票送付書(第9号様式(様式略)。以下「送付書」という。)を添えて、翌月10日までに、東京都国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という)に提出するものとする。

なお、実施医療機関は総括票に、地区医師会長は送付書に、別表2に定める医師会コードを記入するものとする。

2 医師会非加入医療機関の実施医療機関

医師会非加入医療機関の実施医療機関は、当月分の請求原票に総括票を添えて翌月10日までに連合会に提出するものとする。

- 3 八南助産師会加入助産所は委託契約に基づき、必要書類を翌月15日までに市に提出するものとする。

第10 東京都医師会健康診査委託料等の審査及び支払

- 1 東京都医師会加入の実施医療機関、東京都医師会非加入の実施医療機関の場合における委託料等の審査及び支払は次のとおりとする。

- (1) 市長は、健康診査委託料の審査・支払に関する事務及び地区医師会事務費の審査・集計票作成に関する事務を、連合会に委託して行うものとする。
- (2) 市長は、第9の規定により請求を受けたときは、連合会を通じて、実施医療機関に委託料を支払うものとする。

また、連合会から送付された集計帳票を基に、地区医師会に事務費を支払うものとする。

- (3) 市長は、委託料の支払に際し、連合会を通じて当該医療機関に通知するものとする。

また、連合会から送付された集計帳票を基に、地区医師会に事務費の額を通知するものとする。

- (4) 連合会は、妊婦健康診査受診票の住所コードに記載された八王子市に対し、健康診査委託料の請求をすることとし、請求原票を送付するものとする。
- (5) 市長は、連合会より請求原票を受理した場合、健康診査委託料を支払うものとする。

2 八南助産師会加入の委託実施機関における委託料の審査及び支払は次のとおりとする。

(1) 市長は、妊婦健康診査委託料の請求について審査し当該機関に支払うものとする。

第11 事後措置

市長は、連合会から請求原票を受理したときは、健康診査の実施結果を母子管理カードに記録するとともに、指導を要する妊婦については、適切な措置を講ずるものとする。

第12 広報活動

市長は、各種広報手段を活用するとともに、医師会及び実施医療機関などの関係団体を通じて、市民に対して制度の趣旨の周知を図るものとする。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に東京都知事が交付した受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。この場合において、健康診査委託料は、八王子市に居住する受診者については、八王子市が負担するものとする。

3 実施医療機関のうち、保険診療を取り扱わない医療機関（以下「自由診療医療機関」という。）については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 市長は、自由診療医療機関からの協力の申し出があったときは、東京都及び医師会加入の有無にかかわらず、当該医療機関と委託契約を締結することができるものとする。

(2) 自由診療医療機関は、第8の規定にかかわらず、当月分の請求原票に妊婦・乳児健康診査委託料請求書（参考様式）を添えて、翌月10日までに市長に委託料を請求するものとする。

(3) 市長は、自由診療医療機関から請求を受けたときは、第9の規定にかかわらず、内容を確認の上、当該医療機関に直接委託料を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

2 要綱第10の規定により都外実施医療機関において妊婦健康診査を受診する場合は、第2号様式、第3号様式及び第4号様式における妊婦健康診査受診票（甲）中、及び第4号様式表紙中「都内委託医療機関」とあるのは「都外委託医療機関」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 要綱第10の規定により都外実施医療機関において妊婦健康診査を受診する場合は、第2号様式、第3号様式及び第4号様式における妊婦健康診査受診票（甲）中、及び第4号様式表紙中「都内委託医療機関」とあるのは「都外委託医療機関」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。（以下、施行日という。）

- 2 この要綱の施行前に市長が交付した受診票は、要綱の施行の日以降においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。この場合において、健康診査委託料は、住所コードに記載された八王子市が負担するものとする。
- 3 実施医療機関のうち、保険診療を取り扱わない医療機関（以下「自由診療医療機関」という。）については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 市長は、自由診療医療機関から協力の申し出があったときは、東京都医師会加入の有無にかかわらず、当該医療機関と委託契約を締結することができる。
- (2) 自由診療医療機関は、第9の規定にかかわらず、当月分の請求原票に妊婦・乳児健康診査委託料請求書を添えて翌月10日までに、妊婦健康診査受診票の住所コードに記載された八王子市長に委託料を請求するものとする。
- (3) 市長は、自由診療医療機関から請求を受けたときは、第9の規定にかかわらず、内容を確認のうえ、当該医療機関に直接委託料を支払うものとする。
- 4 要綱第11の規定により都外実施医療機関において妊婦健康診査を受診する場合は、第2号様式、第3号様式及び第4号様式における妊婦健康診査受診票（甲）中、及び第4号様式表紙中「都内委託医療機関」とあるのは「都外委託医療機関」と読み替えるものとする。
- 5 第4条の規定にかかわらず、施行日前に妊婦健康診査受診票の交付を受けた妊婦は、施行日現在の妊娠週数により次の基準にて妊婦健康診査受診票の交付を受けることができる。
- (1) 妊娠週数36週以降の場合 1枚
- (2) 妊娠週数20週～36週未満の場合 2枚
- (3) 妊娠週数20週未満の場合 3枚

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、都内の他の区市町村から平成20年3月以前に妊婦健康診査受診票の交付を受けた後、平成20年4月以降八王子市に転入した妊婦で、従前地において追加交付を受けていない妊婦は、八王子市にて追加交付を受けることができる。ただし、平成20年4月1日現在の妊娠週数により、次の基準にて妊婦健康診査受診票の交付を受けることができる。
- (1) 妊娠週数20週～36週未満の場合 2枚
- (2) 妊娠週数20週未満の場合 3枚

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。（以下、施行日という。）
- 2 この要綱の施行日前に市長が交付した受診票は、要綱の施行の日以降においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。この場合において、健康診査委託料は、住所コードに記載された八王子市が負担するものとする。
- 3 実施医療機関のうち、保険診療を取り扱わない医療機関（以下「自由診療機関」という。）については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 市長は、自由診療医療機関から協力の申し出があったときは、東京医会加入の有無にかかわらず、

当該医療機関と委託契約を締結することができる。

(2) 自由診療医療機関は、第9の規定にかかわらず、当月分の請求原票妊婦・乳児健康診査委託料請求書を添えて翌月10日までに、妊婦健康診査受診票の住所コードに記載された八王子市長に委託料を請求するものとする。

(3) 市長は、自由診療医療機関から請求を受けたときは、第9の規定にかかわらず、内容を確認のうえ、当該医療機関に直接委託料を支払うものとする。

4 第4条の規定にかかわらず、施行日前に妊婦健康診査受診票の交付を受けた妊婦は、施行日以降の出産予定日により、次の基準にて妊婦健康診査受診票の追加交付を受けることができる。

(1) 出産予定日が4月1日から4月15日までの場合 2枚

(2) 出産予定日が4月16日から4月30日までの場合 4枚

(3) 出産予定日が5月1日から5月31日までの場合 5枚

(4) 出産予定日が6月1日から6月30日までの場合 6枚

(5) 出産予定日が7月1日から10月31日までの場合 8枚

(6) 出産予定日が11月1日以降の場合 9枚

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。(以下、施行日という。)

2 この要綱の施行日前に市長が交付した受診票は、要綱の施行の日以降においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

3 この附則に定めるもののほか、受診票の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(以下、施行日という。)

2 この要綱の施行日前に市長が交付した受診票は、要綱の施行の日以降においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

3 この附則に定めるもののほか、受診票の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。(以下、施行日という。)

2 この要綱の施行日前に市長が交付した受診票は、要綱の施行の日以降においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

3 この附則に定めるもののほか、受診票の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に交付された受診票は、要綱の施行の日以降においては、要綱の規定により交

付された受診票とみなす。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以降においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表1 事業コード

上2桁 31…妊婦健康診査1回目 32…妊婦健康診査2回目 33…妊婦健康診査 3回目
34…妊婦健康診査4回目 35…妊婦健康診査5回目 36…妊婦健康診査 6回目
37…妊婦健康診査7回目 38…妊婦健康診査8回目 39…妊婦健康診査 9回目
40…妊婦健康診査10回目 41…妊婦健康診査11回目 42…妊婦健康診査 12回目
43…妊婦健康診査13回目 44…妊婦健康診査14回目
03…妊婦超音波検査 04…妊婦子宮頸がん検診
下1桁……検証番号

別表2 医師会コード

医師会名	コード	医師会名	コード
千代田区	0117	葛飾区	2212
神田	0125	江戸川区	2311
中央区	0216	八王子市	2410
日本橋	0224	北多摩	2519
港区	0315	立川市	2527
新宿区	0414	武蔵野市	2618
文京区	0513	三鷹市	2717
小石川	0521	西多摩	2816
下谷	0612	府中市	2915
浅草	0620	調布市	3111
墨田区	0745	町田市	3210
江東区	0810	小金井市	3319
品川区	0919	小平市	3418
荏原	0927	日野市	3517
目黒区	1016	西東京市	4010
大森	1115	東久留米市	4515

田園調布	1123	多摩市	4713
蒲田	1131	稲城市	4812
世田谷区	1214	北区	1719
玉川	1222	荒川区	1818
渋谷区	1313	板橋区	1917
中野区	1412	練馬区	2014
杉並区	1511	足立区	2113
豊島区	1610		

様式(省略)